

## 横浜実証ワンストップセンター設置運営要綱

制 定 令和2年3月10日（経済局長決裁）

最近改正 令和6年3月19日（経済局長決裁）

### （趣旨）

- 第1条 この要綱は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第37条の7の規定に基づき、AI、IoT、自動運転、ドローン等の近未来技術の実証実験（以下「実証実験」という。）を促進するため、横浜市内において実証実験を実施しようとする者に対して、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うことを目的として法第8条第8項の規定により認定された「横浜実証ワンストップセンター」（以下「センター」という。）の設置及び運営に関して、必要な事項を定めるものとする。
- 2 センターの設置及び運営については、法及び東京圏国家戦略特別区域区域計画（令和元年12月18日認定）に定めるもののほか本要綱の定めるところによる。

### （設置）

- 第2条 センターは、横浜市経済局ビジネスイノベーション部イノベーション推進課に設置する。

### （支援内容）

- 第3条 センターは、横浜市内において実証実験を実施することを希望する企業、大学、研究機関その他の団体（以下「実施主体」という。）に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。
- （1）実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応
  - （2）関係機関との連絡調整、関係機関への情報提供
    - ア 自動運転の公道実証を実施する場合における警察、道路管理者、関東運輸局への事前連絡
    - イ その他、実証実験の実施に係る連絡調整、情報提供
  - （3）実証実験の場となる土地又は施設の管理者との連絡調整
  - （4）実証実験の実施に係る地元関係者との連絡調整
  - （5）国家戦略特区制度を活用した規制緩和に係る相談受付
  - （6）その他、実証実験の実施に係る助言など

### （支援を受けるための手続）

- 第4条 前条第2号アの支援を受けようとする実施主体は、「自動走行に係る公道実証実験計画書」（様式1）をセンターに提出するものとする。

- 2 前条第2号から第6号（第2号アを除く。）までの支援を受けようとする実施主体は、「近未来技術実証実験計画書」（様式2）をセンターに提出するものとする。
- 3 センターは、実施主体から提出のあった第1項の自動走行に係る公道実証実験計画書又は前項の近未来技術実証実験計画書（以下「第1項又は第2項の計画書」という。）の内容を確認し、必要に応じて、実施主体に対して実証実験の内容の見直しや再検討を求められることができる。
- 4 センターは、第1項又は第2項の計画書の内容に不備がないことを確認し、関係機関との調整又は関係機関への情報提供を行うものとする。この場合において、センターは必要に応じて、実施主体に対して関係機関を集めた説明の場への出席、関係機関への同行又は関係機関との個別調整を求められることができる。
- 5 センターは、前項の規定による関係機関との調整の結果を当該実施主体に伝達するものとし、当該調整を踏まえ第1項又は第2項の計画書の内容の見直しや再検討を求められることができる。
- 6 実施主体は、実証実験の実施に当たり許可等の申請が必要となる場合は、関係機関に直接申請を行い、必要に応じて実施主体と関係機関とで個別に調整を行うものとする。
- 7 センターは、実証実験の場となる土地又は施設の管理者との調整を行うものとする。この場合において、センターは必要に応じて、実施主体に対して当該管理者への同行又は当該管理者との個別調整を求められることができる。
- 8 センターは、実施主体が地域への周知を行うに当たり、地元関係者との連絡調整の支援を行う。
- 9 実施主体は、第4項から前項までの規定による関係機関等との調整が終了した後に実証実験を実施するものとする。
- 10 実施主体は、実証実験の終了後、速やかにその結果についてセンターに書面で報告するものとする。

（留意事項）

第5条 実施主体は、実証実験の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）実証実験に係る費用は、実施主体が負担すること。
- （2）実証実験は関係機関等が多岐にわたるため、実証実験の実施までに時間を要する場合があること。
- （3）実証実験の実施に当たって、実施主体は、法令等を遵守すること。
- （4）実証実験の実施に当たって、実施主体は、安全に十分配慮すること。万一、事故等が発生した場合、実施主体が誠意をもって対応すること。
- （5）実証実験の実施に当たって、実施主体は、賠償責任保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保するよう努めること。

(6) 天災地変等により、実証実験の安全性の確保が困難であると想定される場合には、  
実証実験の中止を検討すること。

(責任者等)

第6条 センターに施設長、事務責任者を置く。

2 施設長は経済局長を、事務責任者は経済局ビジネスイノベーション部イノベーション  
推進課長をそれぞれ充てる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、経済局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(様式1)

自動走行に係る公道実証実験計画書

年 月 日

横浜実証ワンストップセンター

(横浜市経済局ビジネスイノベーション部イノベーション推進課) 御中

(申請者) 所在地  
名称  
代表者氏名  
(担当者) 担当者氏名  
連絡先  
メールアドレス

下記のとおり公道での実証実験を実施したいので、計画書を提出します。

記

- 1 実施期間 (予定)
- 2 実施場所 (地図、走行ルートを明記したものを添付すること)
- 3 実施体制 (運転者、責任者、安全確認など役割も記載すること)
- 4 実験車両 (車両番号)
- 5 自動走行システムの機能の概要
- 6 安全確保措置の内容等
- 7 緊急時の連絡先 (所属、氏名、携帯電話番号等)
- 8 その他

※公道実証の実施後、必ず結果報告書 (様式任意) をセンターまで提出すること

※必要に応じて、別添にて図、写真等を添付すること

(様式2)

近未来技術実証実験計画書

年 月 日

横浜実証ワンストップセンター

(横浜市経済局ビジネスイノベーション部イノベーション推進課) 御中

(申請者) 所在地  
名称  
代表者氏名  
(担当者) 担当者氏名  
連絡先  
メールアドレス

下記のとおり近未来技術実証実験を実施したいので、計画書を提出します。

記

- 1 目的
- 2 実験概要
- 3 実施期間 (実施日時を記載した計画工程表を添付すること)
- 4 実施場所 (地図を添付すること)
- 5 実証実験の実施方法 (下記内容等を記載したものを添付すること)
  - (1) 実証実験の方法
  - (2) 使用装置、機材、諸元等
  - (3) 実施体制 (運転操作者、責任者、安全確認など役割も記載すること)
  - (4) 安全確保措置の内容等
  - (5) その他
- 6 緊急時の連絡先 (所属、氏名、携帯電話番号等)
- 7 添付書類
  - (1) 関係法令の規定に基づく許可証等の写し (取得済みの場合)
  - (2) その他

※実証実験の実施後、必ず結果報告書 (様式任意) をセンターまで提出すること

※必要に応じて、別添にて図、写真等を添付すること